市職員の人事行政・給与などを公表します

問合せ／職員課　☎内217

職員の採用・退職者数、勤務条件、給与の状況、研修実施の状況などを公表します。

職員の任免および職員数に関する状況

○部門別職員数の状況

各年４月１日現在　単位：人

部門		区分	職員数 平成21年度	職員数 平成22年度	対前年増減数 平成21年度	対前年増減数 平成22年度
普通会計	一般行政	議　会	5	5	−1	0
		総　務	144	139	3	−5
		税　務	45	42	−1	−3
		労　働	1	1	0	0
		農　水	9	9	0	0
		商　工	2	2	0	0
		民　生	154	156	−3	2
		衛　生	43	41	−2	−2
		土　木	61	58	−4	−3
		小　計	464	453	−8	−11
	特別行政	教　育	94	76	−3	−18
計			558	529	−11	−29
公営企業など会計		水　道	21	22	−1	1
		下水道	10	9	−1	−1
		その他	24	24	0	0
計			55	55	−2	0
合計			613	584	−13	−29

人数には教育長を含み、一部事務組合（志木地区衛生組合）への派遣は含みません。

○職員の採用および退職の状況

	一般行政職	技能労務職
新規採用（平成22年度）	12人（男性7人、女性5人）	0人
退職者（平成21年度）	39人（男性31人、女性8人）	3人（男性2人、女性1人）

○再任用職員の状況

	フルタイム勤務職員	短時間勤務職員
平成22年度	1人（女性1人）	4人（男性4人）
平成21年度	0人	0人

「再任用職員」とは、地方公務員法第28条の４の規定により採用されるフルタイム勤務職員と、同法第28条の５の規定により採用される短時間勤務職員のことをいいます。

○定員適正化の計画

年度（平成）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
計画	626人	614人	590人	578人	566人	552人
実績	626人	613人	584人	―	―	―

職員の勤務時間その他勤務条件の状況

○休暇制度の種類など

平成22年４月１日現在

種類	日数など	給与支給の有無
年次有給休暇	１年ごとの休暇で、その付与日数は最高20日	有給
病気休暇	職員が負傷または疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇	有給
特別休暇	特別の理由で職員が勤務しないことが相当である場合における休暇 主な特別休暇：産前・産後休暇（出産予定日７週間前から産後８週間を経過するまでの期間）、結婚休暇（７日の範囲内）、夏期休暇（７～９月の期間内で７日の範囲内）、忌引休暇（死亡した者の続柄により１日～７日）	有給
介護休暇	職員の配偶者、父母、子などが、負傷、疾病または老齢により日常生活を営むのに支障があり、規則で定める期間にわたり介護するため、職員が勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇	無給
組合休暇	職員が任命権者の承認を得て、登録された職員団体の業務または活動に従事する期間の休暇（１年につき20日の範囲）	無給

○勤務時間の概要（一般事務職）

平成22年４月１日現在

勤務時間	休憩時間
午前８時30分から午後５時15分まで １週間当たり38時間45分	正午から１時間

保育所などの勤務場所では、上記と異なる勤務形態の場合があります。

○年次有給休暇の取得状況

平成21年１月１日～12月31日

平均取得日数	対前年増減割合
13.4日	−1.5%

○育児休暇の取得状況

平成21年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員		
	育児休業対象者数	うち育児休業取得者数
男性職員	11人	0人
女性職員	7人	7人
合　計	18人	7人

職員の分限および懲戒処分の状況（平成21年度）

分限処分			懲戒処分			
免職	降任	病気休職	免職	停職	減給	戒告
0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人

公平委員会の業務の状況（平成21年度）

業務の種別	件数
職員の勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
職員に対する不利益処分に関する不服申立ての状況	0件
職員の苦情の処理の状況	0件

職員の研修の状況（平成21年度）

区分		講座数	修了者数	研修日数（延べ）
一般研修	新規採用職員研修から部・副部長級研修まで	8研修10コース	139人	33日
特別研修	男女共同参画、NPOなど	10研修10コース	915人	11日
派遣研修	市町村職員中央研修所など	12研修30コース	66人	86日
自己啓発助成	通信研修	7コース	6人	―

職員の給与の状況

○人件費の状況（平成21年度普通会計決算）

住民基本台帳人口（平成22年3月31日）	歳出額 A	人件費 B	人件費率 B/A	人件費率 平成20年度
105,267人	26,734,506千円	5,412,090千円	20.24%	21.10%

人件費には、職員のほか、特別職（市長、副市長、議員など）に支給される給料、報酬などを含みます。

○職員給与費の状況（平成22年度普通会計予算）

職員数 A	給与費 給　料	給与費 職員手当など	給与費 期末勤勉手当	給与費 計　B	1人当たり給与費 B/A
564人	2,312,405千円	575,778千円	965,119千円	3,853,302千円	6,844千円

職員手当などには退職手当を含みません。給与費は当初予算に計上された額です。職員数には再任用職員を含みます。

○職員の平均給料月額と平均年齢の状況

平成22年４月１日現在

一般行政職 平均給料月額	一般行政職 平均年齢	技能労務職 平均給料月額	技能労務職 平均年齢
354,600円	45.6歳	337,500円	49.8歳

○級別職員数の状況

平成22年４月１日現在

区分			1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
標準的な職務	技能労務	再任用職員（フルタイム）	主事補	主事	主任	主査	副課長	課長	副部長	部長
職員数	32人	1人	12人	32人	165人	217人	65人	36人	17人	7人
構成比	5.5%	0.2%	2.1%	5.5%	28.3%	37.2%	11.1%	6.2%	2.9%	1.2%

○一般行政職の経験年数別・学歴別平均給料月額

平成22年４月１日現在

学歴＼経験年数	7年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
大学卒	243,000円	283,300円	334,400円	361,700円
短大卒	該当なし	276,600円	303,200円	344,000円
高校卒	該当なし	該当なし	310,900円	339,300円

○特別職の報酬などの状況

平成22年４月１日現在

区分	給料	期末手当
市　長	610,400円（872,000円）	6月期　1.90月分 12月期　2.15月分 計　4.05月分
副市長	593,600円（742,000円）	
教育長	584,800円（688,000円）	
区分	**報酬**	**期末手当**
議　長	440,000円	6月期　1.90月分 12月期　2.15月分 計　4.05月分
副議長	390,000円	
議　員	369,000円	

（　）内は、給料の減額措置（市長30%、副市長20%、教育長15%）を行う前の金額です。

○職員の初任給の状況

平成22年４月１日現在

区分		富士見市	国
一般行政職	大学卒	182,400円	172,200円
	高校卒	148,500円	140,100円

○手当の状況

区分	富士見市	期末手当	勤勉手当	国
期末手当 勤勉手当	6月期	1.25月分	0.70月分	同じ
	12月期	1.50月分	0.70月分	
	合　計	2.75月分	1.40月分	
	職制上の段階、職務の級などによる加算措置			

区分	埼玉県市町村総合事務組合支給率	自己都合	勧奨・定年	国
退職手当	勤続20年	23.50月分	30.55月分	同じ
	勤続25年	33.50月分	41.34月分	
	勤続35年	47.50月分	59.28月分	
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置有（２～20%加算）		
	１人当たり平均支給額　25,823千円			

支給は「埼玉県市町村総合事務組合」が行っています。１人当たり平均支給額は、平成21年度に退職した職員に支給された平均額です。

地域手当	支給率（平成22年４月１日現在）	10%
	支給実績（平成21年度）	228,789千円
	１人当たり平均支給額（平成21年度）	393,108円
特殊勤務手当	手当の種類（手当数） 主な手当：特殊車両操作業務手当、社会福祉業務手当、保育業務手当	10
	職員全体に占める手当支給職員の割合（平成21年度）	18.3%
	支給実績（平成21年度）	3,754千円
	支給対象職員１人当たり平均支給額（平成21年度）	31,200円
扶養手当	①配偶者　13,000円　　扶養親族１人につき　6,500円 ②特定期間の加算（16～22歳）　5,000円 配偶者がいない場合の１人目の扶養親族　11,000円	
住居手当	①借家居住者　家賃額に応じた額（最高支給限度額　27,000円） ②持家居住者　2,500円	
通勤手当	①交通機関利用者　運賃相当額 ②交通用具使用者　通勤距離に応じた額で、片道２～４㎞2,500円、４㎞以上は距離に応じ支給	

職員の服務の状況（平成21年度）

職務専念義務免除の状況

区分	件数
研修参加など	28件
その他任命権者が定める場合（大学への通学など）	1件

営利企業など従事の許可状況

許可件数	許可事例
9件	農林業センサス経営体指導員

職員の福祉および利益の保護の状況（平成21年度）

福利厚生制度の概要や負担状況

区分	概要	決算額
埼玉県市町村職員共済組合	短期給付（健康保険）、長期給付（年金）、福祉事業（保健、貸付、保養所など）	負担金 731,996千円
職員厚生	健康診断など	4,363千円

このほか、富士見市職員互助会として、人間ドックの助成などの福利厚生事業を実施しています（市からの公費助成はありません）。

公務災害の発生状況

公務災害	通勤災害
0件	0件

平成23年成人式典を行います

生涯学習課 ☎内633

とき／平成23年1月10日(祝)
受付／午前10時30分～
開式／午前11時
場所／キラリ☆ふじみ

対象／平成2年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方で、市内に在住している方

平成22年　成人式典会場のようす

内容／

第1部・成人式典

市長、教育委員長、市議会議長、県議会議員の方々からのお祝いの言葉

第2部・新成人と恩師の交流会&ぶるべり☆ちっぷす☆ライブ

恩師の方々から新成人のみなさんにお祝いのメッセージをいただきます。その後、恩師の先生方と一緒に富士見市出身アーティスト〝ぶるべり☆ちっぷす☆〟のライブをお楽しみください。

※11月1日時点で市内に住民登録されている方に、ご案内のはがきを郵送します。市外へ転出しはがきをお持ちでない方も参加できます。当日会場へ直接お越しください。

※車でお越しの方は、会場駐車場または市役所駐車場、中央図書館駐車場をご利用ください。

お早めにご来場ください！

午前10時30分から

恩師からのメッセージ上映

恩師の先生方の写真やメッセージ、学校の風景などを上映します。ぜひお早めに会場にお越しいただき、同窓生と一緒に楽しんでください。

町会長・副町会長が改選されます

協働推進課 ☎内258

地域と行政を結ぶパイプ役として、各地域でご尽力いただいている町会長・副町会長の任期が、平成23年3月31日で満了し、改選となります。

【町会長・副町会長制度の概要】

町会長および副町会長は「富士見市町会長及び副町会長設置規則」により、非常勤特別職の地方公務員です。よりよい地域づくりと町会内の円滑な運営、また市政にご協力いただくために設置され、各町会ごとに1人ずつ、それぞれの町会の住民の中から推薦された方を市長が委嘱します。任期は2年です。

【町会長・副町会長の仕事】

次のような仕事があります。

①市に対する町会内住民からの要望などの取りまとめや連絡
②市から市民への連絡や情報の伝達
③町会内の円滑な運営のための連絡調整
④市および公的機関が発行する回覧文書などの配布
⑤日本赤十字社社員増強運動（社資募集）や共同募金、社会福祉協議会会員会費、交通災害共済のとりまとめなど
⑥統計調査員・選挙事務協力員・母子保健推進員などの各種委員の推薦
⑦防犯大会・防災訓練および研修、交通安全キャンペーンの参加など

【推薦方法】

推薦にあたっては、町会内のみなさんが参加する会議などで、住民の総意が反映された候補者を推薦していただきます。基本的に次の3つの方法のいずれかで決定するようお願いします。

①町会内の会議による被推薦者の決定

町会内で開催される班長会などで、地域のために活動してくれる方（候補者）を検討し、町会内の会議（推薦会議など）で被推薦者を決定する。

②立候補による被推薦者の決定

町会内全員から立候補者を募り、町会内住民の総意が反映される方法で被推薦者を決定する。

決定方法は、選挙を行う、被推薦者を選考する委員会を立ち上げてその委員会で決定するなど、あらかじめ町会内の会議で決めておく。

③推薦委員会などの設置による被推薦者の決定

町会内住民から推薦委員を選び、その推薦委員で構成される会議で被推薦者を決定する。

※平成23年3月31日には、次の各委員も任期が満了し、改選となります。各町会に各種委員の推薦を依頼していますので、ご協力をお願いいたします。

①統計調査委員
担当／総務課 ☎内225

②選挙事務協力員
担当／選挙管理委員会 ☎内221

③環境施策推進員
担当／環境課 ☎内299

④母子保健推進員
担当／健康増進センター ☎049-252-3771

⑤交通安全母の会会員
担当／道路交通課 ☎内416

拉致問題を考える週間 12月10日(金)～16日(木)

問合せ／県社会福祉課 ☎048-830-3277

北朝鮮による拉致問題の解決のため、「拉致は許さない」という市民のみなさんの一人一人の声が大きな力となります。この週間を機に拉致問題をご理解いただき、関心を一層高めていただくようお願いします。